

「YUJARON」事件

【事件の概要】

「YUJARON／ユジャロン／유자론」と3段書にした登録商標に対する不使用取消審判において、「유자론」を除いた部分の使用が登録商標と社会通念上同一の商標の使用であると認定された。

【事件の表示、出典】

H23. 1. 25知財高裁 平成22年（行ケ）第10336号事件
知的財産裁判例集HP

【参照条文】

商標法第50条

【キーワード】

社会通念上同一の商標

1. 事案の概要

本件は、不使用による商標登録取消しを求めた原告の審判請求を成り立たないとした特許庁の審決の取消訴訟である。

【本件商標】

登録第4906932号

YUJARON

ユジャロン

유자론

第30類「茶」

2. 争点

ハングル文字部分が表記されていない使用商標と本件商標との同一性

3. 当裁判所の判断

(1) 本件商標は、アルファベット（欧文字）の大文字のみからなる「YUJARON」、片仮名からなる「ユジャロン」、ハングル文字からなる「유자론」

を概ね同じ大きさ、明朝体ないしこれと同等の書体で、横三段書きしてなる外観を有するものであり、上記アルファベット文字部分、片仮名部分、ハングル文字部分との間で格別の体裁の差は存しない。

ここで、我が国に居住する韓国・朝鮮系の者が少なくないことや、近年韓国等から朝鮮半島に由来する商品が多数輸入されて消費されたり、韓国で製作されたテレビ番組や映画が多数放映・上映されたりして、韓国等の文化や食品等の我が国における知名度が向上しているとはいえ、我が国の「茶」の消費者一般にとっては、未だ韓国語ないしハングル文字の理解力が一般人にまで十分であるとはいえないのであって、需要者において、本件商標のハングル文字部分「유자론」につき、併記されている「ユジャロン」の文字から、おそらくこのハングル文字も同じく称呼すると認識する可能性もあり得るものの、すべての者がこれを読んで正しく称呼したり、その意味内容を理解したりするには至らないものと理解される。なお、仮に本件商標が朝鮮半島に由来する飲料である「柚子茶」の容器等に付されて使用され、また我が国の消費者において「柚子茶」が朝鮮半島に由来する飲料であると知って被告らが販売する「柚子茶」を購入する消費者（需要者）があるとしても、そのような消費者であっても韓国語ないしハングル文字を全く解しない者も少なくないものと容易に推認できる（例えば、甲第4号証の商品の包装箱ではハングル文字が全く使用されていない。）。

他方、「유자론」がハングル文字であること自体は我が国の需要者の間でも一般的認識となっていると推測され、この部分を独立の図形として商標の構成を評価するのは相当でなく、この部分も、称呼は判然としないものの何らかの文字を表すものとして、本件商標からは、「YUJARON」と「ユジャロン」の部分に合わせて一体として「ユジャロン」との称呼が生じると解される一方、これは被告株式会社ビューの代表者が創作した造語であるから、そこからは特段の観念は生じない。

(2) 原告が遅くとも平成19年9月ころまで被告らから譲り受けて我が国で販売していた商品である「柚子茶」の包装箱の一側面には、「香味柚子茶／YUJARON／ユジャロン」と横三段書きされた標章が付され、別の側面には、「香味柚子茶／YUJARON」と横二段書きした標章と、その下に柑橘類の図柄と「citron syrup tea」とのアルファベット文字を組み合わせた標章が付されている。なお、上記三段書きされた標章は、包装箱内のビン容器にも同様の体裁のものが付されている。

また、原告が遅くとも平成21年11月ころまで使用していたホームページのトップには、いずれもアルファベットからなりロゴ化された「YUJARON」の文字標章が使用されている。

そして、原告及び被告ビューが遅くとも平成22年3月ころまで使用していたホームページには、「こうみゆずちや／香味柚子茶／YUJARON／ユジャロン」と横書きした標章が使用されている。

さらに、平成21年9月ころまでの間に、原告が被告らとの間の取引に使用した書類でも、片仮名からなる「ユジャロン」の標章が使用されている。

(3) 原告の前身である有限会社ユジャロンは、被告らが製造販売する柚子茶等の我が国における総販売元として設立され、有限会社ユジャロン及びその後身である原告は、被告らが製造販売する柚子茶を我が国で販売してきたものであったから、前記2の柚子茶についての原告の標章の使用が本件商標の使用許諾に基づくものであることは明らかである。

そして、商標として使用されたと認められる前記各使用標章からは、「ユジャロン」の称呼が生じることが明らかであるし、本件商標のアルファベット部分又は片仮名部分の一方又は双方と同一の文字列をその構成部分としているものであるから、前記各使用標章と本件商標とは社会通念上同一の商標であると評価することができる。

なお、「유자론」の部分については前記のとおり図形として評価するよりも文字として評価するのが相当であるから、前記各使用標章と本件商標の外観の相違は、上記評価を左右するものではない。

(4) したがって、原告による審判請求の登録の日（平成22年1月19日）から3年以内に、日本国内において、本件商標の通常使用権者である原告によって、本件商標の指定商品「茶」の一つである「柚子茶」につき、本件商標と社会通念上同一の商標が使用されていたものであって、この旨をいう審決の判断に誤りはない。

4. 検討

日本の市場において商品にハングルが表示されていれば、韓国産あるいは韓国由来の商品であることが印象づけられるのが自然であり、ハングル語の記載された「YUJARON／ユジャロン／유자론」と「YUJARON／ユジャロン」では、実際には商品に接した際の印象は異なるのではないかと思われる。このため、両商標の識別性に差が無いと言えるのかについては疑問である。

しかし、マドプロが利用され、「ハングル＋アルファベット」の出願が多くされている現状を踏まえれば、実務的にはこの程度柔軟に運用される方が妥当である。

(弁理士 土生 真之)